

三重大学自然科学系技術部運営委員会内規

(趣旨)

第1条 この内規は、三重大学自然科学系技術部規程第9条第2項の規定に基づき、三重大学自然科学系技術部運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 自然科学系技術部の運営の基本方針に関する事項
- (2) 自然科学系技術部の業務に関する事項
- (3) その他自然科学系技術部の運営に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 技術部長
- (2) 技術長
- (3) 技術長補佐
- (4) 各グループリーダー
- (5) 自然科学系技術部技術職員
- (6) その他委員長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、技術部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、技術長が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、自然科学系技術部において処理する。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年7月1日から施行する。